『日本義務教育学会紀要』編集規程

平成29年4月1日 制定

第1条　本誌は、日本義務教育学会の機関誌として毎年１回発行する。

第2条　本誌は、会員による投稿論文、大会報告、義務教育に関する研究動向、その他を編集、掲載する。

第3条　会員による投稿論文の種別は、以下の通りとする。

　・研究論文：

小中一貫教育をはじめとする義務教育に関係のあるテーマを扱った独創性のある研究で、理論および実践の発展に寄与する論文。

　・実践研究論文：

小中一貫教育をはじめとする義務教育に関する会員個人もしくは勤務校での実践を中心とした研究で、学校教育や授業の発展に寄与する論文。

　・研究・実践ノート：

研究論文および実践研究論文に準じる内容で、萌芽的な研究。もしくは、義務教育に関する研究動向や調査等をもとに、考察や問題提起を行う新規性の高い研究。

第4条　投稿論文の原稿は、未刊行のものに限る。他学会への二重投稿も、認めない。なお、学会や研究会における口頭発表時の要旨や資料については、差し支えない。

第5条　投稿論文の書式および字数は、以下の通りとする。なお、外国語による原稿については、投稿時に別途指定する。

・研究論文および実践研究論文：

A４判（40字×40行）×10枚（16,000字）以内。図表および注記を含む。横書き。

・研究・実践ノート：

A４判（40字×40行）×8枚（12,800字）以内。図表および注記を含む。横書き。

第6条　投稿論文の申し込みは、**5月31日**締め切りとし、別記１）の投稿申込書をメールまたは郵送（消印有効）で編集委員会宛に送付する。

第7条　投稿論文の提出は、**6月30日**締め切りとし、郵送（消印有効）に限る。提出に際しては、別記２）の投稿票に必要事項を明記し、原稿とともに３部を編集委員会宛に郵送する。

第8条　原稿には、執筆者名及び所属機関名を記入しない。また、原稿や注記においては「拙稿」等、執筆者名が判明する語は使用しない。投稿された原稿は、原則として返却しない。

第9条　投稿論文掲載の決定は、編集委員会の査読によるものとする。編集委員会は、執筆者との協議により内容の修正を求めることがある。

第10条　掲載が決定された場合には、原稿の電子データを提出する。執筆者による校正は初校までとし、校正の際の内容修正は原則として認めない。

第11条　抜き刷りについては、必要な場合は執筆者の負担とする。また手書き原稿や図版等で特別に費用を要する場合は、執筆者に負担させることがある。

第12条　その他必要な事項は、編集委員会にて協議のうえ決定する。

（別記）

１）投稿申込書（同一書式であれば、この用紙を使用しなくとも可）

日本義務教育学会紀要　投稿申込書（**5月31日**締め切り）

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名（日本語） |  |
| 氏名（ローマ字表記） |  |
| 原稿の種類（○をつける） | 研究論文　実践研究論文　研究・実践ノート |
| 論文タイトル（日本語。仮題目可） |  |
| 所属 |  |
| 郵便番号および連絡先住所 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

２）投稿票（同一書式であれば、この用紙を使用しなくとも可）

日本義務教育学会紀要　投稿票（**6月30日**締め切り）

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名（日本語） |  |
| 氏名（ローマ字表記） |  |
| 原稿の種類（○をつける） | 研究論文　実践研究論文　研究・実践ノート |
| 論文タイトル（日本語） |  |
| 論文タイトル（英語） |  |
| 所属 |  |
| 郵便番号および連絡先住所 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

※編集規程（平成29年4月1日制定）に変わりはありませんが、規定6条・第7条について令和6年度以降は以下の通りに変更する。

**第6条 投稿論文の申し込みは、令和7年1月5日（日）締め切りとし、別記1)の投稿申込み書をメールまたは郵送（消印有効）で編集委員会（本会事務局）宛に送付する。**

**第7条 投稿論文の提出は、令和7年1月31 日（金）の締め切りとし、メールまたは郵送（消印有効）で提出する。提出に際しては、別記2)の投稿票に必要事項を明記したもの、論文原稿とともにPDF版、計3点を編集委員会宛に送付する。**